

エコセンターはつかいち仮設計量室賃貸借
入札説明書

廿日市市生活環境部循環型社会推進課

令和 8 年 4 月

「エコセンターはつかいち仮設計量室賃貸借」の入札等については、入札公告、仕様書及び関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

- 1 賃貸借の名称 エコセンターはつかいち仮設計量室賃貸借
- 2 履行場所 廿日市市 宮内3860 地内
- 3 履行期間(予定) 契約締結の日から令和13年8月31日まで
- 4 入札書提出期間 令和8年4月21日 午前9時00分から
令和8年4月23日 午後5時00分まで
- 5 入札書提出場所 廿日市市役所 1階 生活環境部循環型社会推進課
- 6 開札日時 令和8年4月24日 午後1時15分
- 7 開札会場 廿日市市役所 5階 501会議室
- 8 入札書 廿日市市指定の様式を使用すること。
- 9 委任状 入札者が代理人の場合は、委任状を提出すること。
- 10 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 11 落札人の決定 予定価格の制限の範囲内でありかつ最低価格の入札をした者を落札人とする。
なお、落札となるべき同価格の入札書を提出した者が2人以上あるときは別途指定する日時に当該入札書を提出した者にくじを引かせ落札人を決定する。
- 12 入札回数 入札回数は、再度入札を含め合計2回とし、初回入札開札の結果、予定価格に達する入札がない場合、別途指定する日時に再度の入札を行うものとする。なお、再度の入札に参加しようとする者は、初回の最低入札金額を下回る金額で入札すると。
- 13 調査基準価格 無
- 14 最低制限価格 無
- 15 入札保証金 見積る契約金額の100分の以上
 免除
- 16 契約保証金 契約金額の100分の以上
 免除
- 17 契約書等の提出 落札者は、契約書に記名押印し、落札決定日から5日(廿日市市の休日を定める条例(平成元年条例第27号)第1条第1項に規定する市の休日の日数は算入しない。)を経過する日までに提出するものとし当該期間内に契約書を提出しない場合、落札はその効力を失う場合がある。
ただし、契約書の製本を要する場合に限り、この提出を相当期間猶予する。
契約書製本 要 (要領別途指示)
 不要

18 そ の 他

入札参加の注意事項

第1条 入札参加者は、仕様書、図面及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、仕様書、図面等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、指定の様式を使用し、公告又は通知書に示した時刻までに、提出しなければならない。

3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を提出させなければならない。

4 入札参加者または入札参加者の代理人は、当該入札にかかる他の入札参加者の代理をすることはできない。

5 入札参加者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令165）第71条第1項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

第2条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより申し出るものとする。

また、入札を辞退した者が、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（1）入札執行前にあっては、入札辞退届を契約担当課に直接持参または郵送（入札の前日までに到達するものに限る。）して行う。

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

第4条 入札参加者が連合しまたは不穏な行動をなすなどの場合において、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し若しくは取りやめることがある。

第5条 入札参加者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

（1）開札会場への入札に必要な者以外の入場の禁止

（2）開札執行中において、入札執行者が特に必要と認めた場合を除くほか開札会場への出入りの禁止

（3）開札執行中における入札参加者の私語放言等の禁止

第6条 次の各号の一つに該当する入札は無効とする。

（1）入札書に記名押印がないもの

（2）入札書の記入文字が明確でないもの

（3）一つの入札に同一の入札者または代理人から2通以上の入札書が提出されたもの

（4）入札に参加する者に必要な資格がない者が入札したもの

（5）入札者が連合して入札をしたとき、その他入札に関して不正の行為があったもの

（6）予定価格を事前に公表した場合の入札において、予定価格を超える入札をしたもの

(7) その他入札に関する条件に違反したもの

第7条 入札をした者は、入札後、本書、仕様書、図面、契約書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

【別紙】

持参又は書留郵便の方法による入札の実施について

1 入札書の提出方法

入札書は、令和8年4月23日(木) 17時までに、持参又は書留郵便の方法により、廿日市市役所1階循環型社会推進課に提出してください。入札書の提出後は、書換え、引換え、撤回をすることはできません。

入札書に記載する日付は、入札書の提出期間内で、入札書を作成した日としてください。

また、到達期限内に確認ができない場合は無効とし、期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しません。

なお、入札を辞退する場合は、辞退届を提出してください。

- (1) **持参の場合**は、別紙「入札書を封入する封筒の作成例」のとおり封かんの上、提出してください。代理人が持参する場合は、委任状を添付してください。
- (2) **書留郵便の場合**は、持参の場合と同様に封かんの上、「廿日市市長（生活環境部循環型社会推進課）」宛てに親展で送付してください。代理人が入札書を作成して送付する場合は、委任状を添付してください。委任状の封かんは不要です。

2 開札の立会い

開札の立会いは任意とします。立ち会おうとする場合は、開札日時までに開札会場に入場してください。

3 入札の成立について

入札者が1人である場合であっても、入札は成立するものとします。

4 落札者の決定方法について

- (1) 予定価格の範囲内でありかつ最低価格の入札をした者を落札者とします。
- (2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、**別途指定する日時**に、1回を限度として**再度の入札**を行います。なお、再度の入札に参加できる者は、初度の入札において応札した者に限ります。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定します。**別途指定する日時**に、廿日市市役所1階循環型社会推進課で**くじ引き**を行います。また、当該入札者がくじを引かない場合には、当該入札執行に関係のない廿日市市職員がその者の代わりにくじを引き、落札者を決定します。

5 開札結果の公表

(1) 開札結果の連絡

開札に立会いがなかった場合、開札の結果は落札者にのみ電話で連絡します。

(2) 開札結果の公表

開札の結果は、廿日市市役所1階循環型社会推進課窓口での閲覧及び市ホームページへの掲載の方法により公表します。